

贈賄と闘うためのビジネス原則

「トランスペアレンシー・インターナショナル」および「ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル」からの提案

2003年6月

目次

クレジット	3
はじめに	4
1 イントロダクション	5
2 ビジネス原則	6
3 目的	6
4 贈賄防止プログラムの策定	7
5 プログラムの範囲	
5.1 賄賂	7
5.2 政治献金	7
5.3 慈善寄付および後援事業	8
5.4 ファシリテーション・ペイメント	8
5.5 贈答、接待および支出	8
6 プログラム実施上の要求事項	
6.1 組織および責任	8
6.2 ビジネス関係	9
6.3 人的資源	9
6.4 訓練	10
6.5 内部通報およびガイダンスの要請	10
6.6 コミュニケーション	10
6.7 内部統制および監査	10
6.8 監視および見直し	11

クレジット

この文書は、以下の企業および団体から成る運営委員会がこれを作成した。

アカウンタビリティ
カンファレンス・ボード
イーソス
欧州復興開発銀行
ジェネラル・エレクトリック
企業倫理研究所（ニエンローデ大学）
ノルスク・ハイドロ
プライスウォーターハウス・クーパース
レスポンシブル・ビジネス・イニシアティブ
リオ・ティント
シェル・インターナショナル
SGS（ソシエテ・ジェネラル・サーベイランス）
ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル
タタ・ザンズ・リミティッド
OECD 労働組合諮問委員会
トランスペアレンシー・インターナショナル

委員長：

ローレンス・コッククロフト（トランスペアレンシー・インターナショナル）

オブザーバー：

国際商業会議所

運営委員会は、草案の段階でコメントを提出した以下の企業および団体に感謝する。

BP
ケンブリッジ・ユニバーシティ・プレス
コー・ラウンド・テーブル
クレディ・ミュチュエル
エコノミスイス（スイス経営者連合）
フォード・オブ・ヨーロッパ
フランス・テレコム
ISIS アセットマネジメント（前フレンズ・アイボリー&サイム）
ジェネラル・モーターズ
グラクソスミスクライン
FIDIC（国際エンジニアコンサルティング連合）
ルノー・グループ
ソシエテ・ジェネラ
スエズ
UBS
クリスチーン・パーカー（ニューサウスウェールズ大学法学教授）

運営委員会によるこのビジネス原則の実地運用テストを実施した企業

BP・エクスポレーション・リミティッド（アゼルバイジャン）
シカ（スイス）
タタ・アイアン・アンド・スチール・リミティッド（インド）

はじめに

トランスペアレンシー・インターナショナルおよびソーシャルアカウンタビリティ・インターナショナルは、贈賄と闘うためのビジネス原則を公表できることをうれしく思う。この原則は、企業、学界、労働組合およびその他の非政府組織から成る運営委員会との間の協力作業によって作成されたものである。

私たちは、「今」がこのビジネス原則を導入する絶好の機会であると考えている。企業は今や、国内外の規制がますます強化されつつあることを考慮しなければならない。特に最近のスキャンダルに鑑み、贈賄行為がもたらすリスクに対する企業の意識もますます強くなっているばかりでなく、人々も企業に対してより大きな説明責任と誠実性を期待するようになっている。

今回はじめて、贈賄をなくすための望ましい慣行について企業が参考にするのできる包括的で実践的なツールができた。私たちは、このビジネス原則が企業の不可欠なツールとなることを期待している。また、企業には、自社の贈賄防止のための仕組みづくりを行う際の出発点として、さらにはベンチマークとして、この原則の活用を考慮することを奨める。

ビジネス原則はできるだけ広範に受け入れられるように実務レベルで広報活動を行ってきた。ビジネス原則は運営委員会の見解を反映したもののだが、必ずしも特定のトピックについて個々のメンバーの方針を反映したものではない。私たちは、企業がビジネス原則を「生きた文書」として、その活用や応用から学んだ教訓や贈賄防止慣行の変化を反映させながら時間とともに進化させていくことを期待している。

私たちは、企業がビジネス原則の価値を認めることを期待するとともに、これを活用する企業がその一層の発展に寄与することを希望する。

ジャーミン・ブルックス

(トランスペアレンシー・インターナショナル常務理事)

アイリーン・コール・カウフマン

(ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル常務理事)

1 イントロダクション

贈賄と闘うためのビジネス原則（以下、「ビジネス原則」）は、企業がそのすべての活動で贈賄を防止する⁽¹⁾ための効果的なアプローチ開発を支援するツールとして、民間部門、非政府組織および労働組合からなるグループが開発したものである。

ビジネス原則はまた、「国際商取引における外国公務員への贈賄防止に関する経済協力開発機構（OECD）条約」、「強要および贈賄と闘うための国際商業会議所（ICC）行動規則」、ならびに、改定「多国籍企業のための OECD ガイドライン」の中の贈賄禁止規定のような最近のイニシアティブにも実質的な影響を与えている。

ビジネス原則は、大企業のみならず中小企業も利用できるよう設計されている。この原則は、公務員への贈賄のみならず企業相互間の取引にも適用される。この冊子の目的は、公正な競争の場を作り出し、ビジネス上の長期的な便益を図ることになる、贈賄防止のための実質的なガイダンスを提供することにある。

（注1） **贈収賄**：企業が事業を行う中で、不正、違法、または背任にあたるような行為を引き出す誘因として、いずれかの人物から贈与、融資、謝礼、報酬その他の利益を供与または受領すること。

（訳注）英語原文では、bribery は「贈収賄」として説明されているが、この日本語訳においては、企業の立場に焦点を当てるために bribery を「贈賄」と訳出した。

2 ビジネス原則

- ・企業は、直接間接を問わず、いかなる形態の贈賄をも禁止しなければならない。
- ・企業は、贈賄防止プログラムを実行することを確約しなければならない。

これらのビジネス原則は、誠実性、透明性および説明責任という基本的価値へのコミットメントに基礎を置いている。企業は、贈賄が許されないような、信頼に基づく、包括的な組織文化を醸成し維持することを狙いとしなければならない。

プログラムとは、価値観、各種の政策、プロセス、訓練およびガイダンスを含む、企業の贈賄防止の取り組み全体を指す。

3 目的

ビジネス原則の目的は、以下の通りである。

- ・贈賄と闘うための善良な商習慣およびリスク管理戦略の枠組みを提供すること
- ・企業の次の行動を支援すること
 - a) 贈賄をなくすこと
 - b) 贈賄と闘う決意を表明すること
 - c) 操業場所のいずれかを問わず、誠実性、透明性、説明責任といったビジネス基準を改善することに積極的な貢献をすること

4 贈収賄防止プログラムの策定

- 4.1 企業は、その規模、事業部門、潜在的危険および操業の立地を反映した一つのプログラムを策定すべきである。プログラムは、当該企業の有効な支配の下にあるあらゆる活動において、贈賄を防止するために適用されるべき、価値、方針および手順を、明確かつ十分詳細に記したものでなければならない。
- 4.2 このプログラムは、企業が事業を展開するすべての管轄権内における贈賄防止に関連する法律、具体的商行為に直接関連する法律と整合的でなければならない。
- 4.3 企業は、従業員、労働組合または他の労働者代表組織と協議してこのプログラムを策定すべきである。
- 4.4 企業は、関連する利害関係者との間でコミュニケーションをとることによって、このプログラムの効果的な策定に重要なすべての問題について情報を提供されることを確保すべきである。

5 プログラムの範囲

贈収賄防止プログラムが策定される過程において、企業は、具体的にどの領域に贈賄の最大のリスクが存するかを分析すべきである。

このプログラムは、当該企業に関連した最も一般的に行われている形態の贈賄を対象とすべきであるが、少なくとも次の領域はカバーされるべきである。

5.1 賄賂

- 5.1.1 企業は、契約金支払いのいずれかの部分について、キックバックを含めたあらゆる形態における賄賂を申し込み、供与し、または受領すること、または、顧客、代理人、契約業者、納入業者もしくはそのような当事者または政府機関の職員に対して不適切な利益を供与するために他のルートや経路を使うことを禁止すべきである。
- 5.1.2 企業はまた、その従業員が、自身の利益のために、もしくは家族、友人、共同事業者および知人の利益のために、顧客、代理人、契約業者、納入業者もしくはそのような当事者または政府機関の職員からの賄賂またはキックバックを手配し、または受領することを禁止すべきである。

5.2 政治献金

- 5.2.1 企業、その従業員または代理人は、商取引において優位性を獲得する方法として、政党、または政治に従事する団体もしくは個人に対して、直接的であるか間接的であるかを問わ

ず、献金すべきではない。

5.2.2 企業は、自己のすべての政治献金を公に開示すべきである。

5.3 慈善寄付および後援事業

5.3.1 企業は、慈善寄付および後援事業が贈賄の口実として利用されていないことを確保すべきである。

5.3.2 企業は、自己のすべての慈善寄付および後援事業を公に開示すべきである。

5.4 ファシリテーション・ペイメント

5.4.1 ファシリテーション・ペイメント⁽²⁾はひとつの賄賂の形態であることを認識し、企業は、どの支払いがこれに当たるかを特定し、その額を最小化し、できればこれを撤廃すべきである。

5.5 贈答、接待および支出

5.5.1 企業は、贈答、接待および支出が商取引の結果に影響する可能性があり、かつ合理性を欠いた善意の支出でない場合は常に、それらを申し出、または受領することを禁止すべきである。

6 プログラム実施上の要求事項

以下においては、企業がこのプログラムを実行する際に最低限度満たさねばならない必要条件を規定する。

6.1 組織および責任

6.1.1 取締役会またはそれに相当する機関は、その方針の基礎をビジネス原則に置き、かつ、経営層のプログラム実施のためにリーダーシップ、資源および積極的支援を提供すべきである。

6.1.2 CEO（最高経営責任者）は、プログラムが執行部の明確な指導ラインと整合的に実行されていることを確保する責任を負う。

6.1.3 取締役会、CEO、および上級経営層は、ビジネス原則の実施に対する明確かつ積極的なコミットメントを表示すべきである。

(注2) ファシリテーション・ペイメント：「ファシリテータリング・ペイメント」、「スピード・ペイメント」、「グリース・ペイメント」とも呼ばれる。これは、ファシリテーション・ペイメントの支払人が法的権利あるいは他の権利を有するような型通りもしくは必要な行動について、その行動の実施を保証または促進するために行われる小額の支払いを指す。

6.2 ビジネス関係

企業は、子会社、合弁事業のパートナー、代理人、契約者ならびにビジネス関係をもつ第三者との取引においてこのプログラムを適用すべきである。

6.2.1 子会社および合弁事業体

- 6.2.1.1 企業は、合弁事業に入る前に「相当な注意」を払うべきである。
- 6.2.1.2 企業は、自己の有効な支配下にある子会社または合弁事業体がこのプログラムを採用することを確保すべきである。企業が有効な支配力を有しない場合でも、このプログラムの存在を周知させるべきであり、こうした子会社または合弁事業体の行為がビジネス原則と整合的であることを監視するために最大限の努力を払うべきである。

6.2.2 代理人

- 6.2.2.1 企業は、代理人を介して不適切な支払いをすべきではない。
- 6.2.2.2 企業は、代理人を指定する前に「相当な注意」を払うべきである。
- 6.2.2.3 代理人に支払われる代償は、企業に与えられた合理的なサービスに対する適切かつ正当な報酬でなければならない。
- 6.2.2.4 代理人との関係は、文書化されるべきである。
- 6.2.2.5 代理人は、企業のプログラムに従うことを契約文書で合意すべきである。
- 6.2.2.6 企業は、代理人の行為を監視すべきであり、代理人が賄賂を支払った場合には関係を終了させる権利を有すべきである。

6.2.3 契約業者および納入業者

- 6.2.3.1 企業は、調達行為を公平かつ透明な方法で遂行すべきである。
- 6.2.3.2 企業は、主要な予定契約業者および予定納入業者が有効な贈賄防止政策を持つことを確保するために、それらの業者を評価する際に「相当な注意」を払うべきである。
- 6.2.3.3 企業は、自身の贈賄防止政策を契約業者および納入業者に周知すべきである。企業は、主要な契約業者および納入業者の行為を監視すべきである。それらの業者が賄賂を支払った場合には関係を終了させる権利を有すべきである。
- 6.2.3.4 企業は、賄賂を払った可能性のある予定契約業者および予定納入業者と取引することを回避すべきである。

6.3 人的資源

- 6.3.1 採用、昇進、訓練、勤務評価および認定は、企業のこのプログラムに対するコミットメントを反映すべきである。
- 6.3.2 このプログラムに関連する人的資源政策およびその実施は、従業員、労働組合あるいはそれ以外の従業員を代表する適当な機関との間の協議の上で策定し、実施されるべきである。
- 6.3.3 企業は、従業員が贈賄を拒否し、そのため当該企業がビジネスを失う場合があるとしても、

降格、懲罰あるいはその他の不利な扱いを受けないことを明確にすべきである。

6.3.4 企業は、自己のプログラム違反に対して適切な制裁処置を課すべきである。

6.4 訓練

6.4.1 管理職、従業員および代理人は、このプログラムについての特別な訓練を受けなければならない。

6.4.2 契約業者および納入業者は、適宜、このプログラムについての訓練を受けなければならない。

6.5 内部通報およびガイダンスの要請

6.5.1 このプログラムが有効であるためには、従業員およびその他の者の協力を得て、プログラム違反の疑念および事実を、出来るだけ早く指摘するようにしなければならない。この目的の達成のために、企業は、従業員およびその他の者がプログラム違反の疑念および違反の事実を、自信を持ってかつ報復の危険なしに、実際に通報（内部告発）できるような窓口を提供しておくべきである。

6.5.2 これらの窓口は、従業員およびその他の者が、このプログラムに関する助言あるいは、改善を求める際にも利用可能でなければならない。この過程を有効なものにするために、企業は従業員およびその他の者に、個々のケースに対するこのプログラムの解釈に関するガイダンスを提供するべきである。

6.6 コミュニケーション

6.6.1 企業は、このプログラムについての有効な内部および外部のコミュニケーションを樹立すべきである。

6.6.2 企業は、要請があれば、贈賄防止のために実施している管理システムを公開すべきである。

6.6.3 企業は、このプログラムに関する、関連する利害関係者からのコミュニケーションをいつでも受け付けることができるようにしておくべきである。

6.7 内部監督および監査

6.7.1 企業は、すべての金銭取引を正確かつ公平に記録する、検査に応じられる正確な帳簿・記録を維持すべきである。企業は、簿外勘定を維持すべきではない。

6.7.2 企業は、このプログラムの継続的な改善を支持するフィードバック・メカニズムおよびその他の内部手順を確立すべきである。

6.7.3 企業は、内部監統制システムを掌握すべきである。特に、会計および議事録保管を徹底し、監査に対しても、贈賄防止に有効であることを保証すべきである。

6.8 監視および見直し

6.8.1 企業の上位経営層はこのプログラムを監視し定期的にプログラムの適切さ、妥当性、有効性を見直し、適宜、改良を実施すべきである。上位経営層は、監査委員会または取締役会に対しプログラムの見直しの結果を定期的に報告すべきである。

6.8.2 監査委員会または取締役会は、このプログラムの妥当性について独立の評価を行い、その結果を年次報告書の中で株主に報告すべきである。

トランスペアレンシー・インターナショナル

トランスペアレンシー・インターナショナル (TI) は、汚職削減を目的とする代表的な国際機関である。市民社会、各国政府、民間部門が共同して腐敗と闘うための連合を築くという使命をもって 1993 年に設立されたものである。TI の活動は、腐敗が人権、発展、および国際貿易にとって大きな脅威となっているという信念、ならびに、腐敗を対処可能なレベルに抑えておくためには広範な連合の結成が必要であるという信念を基礎にしている。TI は、民間部門とのエンゲージメント (関わり) がその使命達成の鍵であると考えている。

Transparency International

Otto-Suhr-Alee 97/99

10585 Berlin, Germany

+49 30 3438 200

www.transparency.org

ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル

ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル (SAI) は、1997 年に設立された、国際的な非政府、非営利団体である。その目的は、独立した評価 (査定) とその報告を公開する自発的な基準を作成しそれを広めていくことにある。そうした社会的説明責任システムを運用するために、SAI は、企業、労働者および労働組合、政府、社会的責任投資家、ならびに非政府組織と積極的に関わる、国際的な合意形成アプローチを採用している。

Social Accountability International

220 East 23rd Street Suite 605

New York, NY 10010

USA

+1 212 684 1414

www.sa-intl.org

謝辞

贈賄防止ビジネス原則の策定を可能にするために金銭面、物質面での支援を賜った以下の組織に対して感謝の意を表す。

運営委員会の企業法人一同

国際民間企業センター

「開かれた社会」研究所

公益に資するデザイン・サービスのための企業文化

贈賄と闘うためのビジネス原則 事務局連絡先：businessprinciples@transparency.org

「トランスペアレンシー・インターナショナル」および「ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル」からの提案